

長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン登録に向けたシステム環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知別紙）、難病特別対策推進事業実施要綱（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知別紙）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 医療機関

長野県内において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。

(2) 臨床調査個人票

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項に規定する診断書をいう。

(3) オンライン登録

インターネットを經由し、難病指定医又は協力難病指定医が臨床調査個人票に記載する臨床情報等を厚生労働省が整備する指定難病患者データベースに登録することをいう。

(補助対象者)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる者は、第2第1号に規定する医療機関とする。

(補助基準額、補助対象経費及び補助率)

第4 第1に規定する補助金の補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる補助基準額と第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較

して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (9) 知事は、前号の報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請書等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別紙様式1)
- (2) 事業計画(変更)書(別紙様式2)
- (3) 収支予算(見込)書抄本
- (4) 経費の積算根拠が分かる書類(見積書等)
- (5) その他参考となる書類

(軽微な変更の範囲)

第8 第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減等やむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

(変更等の承認申請)

第9 第6第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするとき
長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(事前着手)

第10 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金事前着手届(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第 12 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金精算額調書（別紙様式 4）
- (2) 事業実績報告書（別紙様式 5）
- (3) 収支決算（見込）書抄本
- (4) 支出証拠書類（契約書、納品書、領収書の写し等）
- (5) その他参考となる書類

3 前 2 項の書類の提出期限は、事業が完了した日（第 6 第 2 号の規定により事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付の請求）

第 13 この補助金は、精算払とする。

2 補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長野県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数）

第 14 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1 部とする。

（その他）

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 5 日から適用する。

別表（第4関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 医療機関当たり 100,000 円	医療機関が行う臨床調査個人票のオンライン登録に向けたシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	1 / 2